

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年滋賀県条例第61号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法の一部改正により一定の場合に情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供することを可能とする規定が改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(別表第1および別表第2関係)
- (2) この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとします。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
知事	<u>(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>		知事	<u>(1) 特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）</u>	
	(2)～(4) 省略			(2)～(4) 省略	
省略			省略		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
知事	<u>(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>	<u>当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>	知事	<u>(1) 特定個人番号利用事務</u>	<u>当該事務の区分に応じ、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>
	(2)・(3) 省略			(2)・(3) 省略	
省略			省略		

# 滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）

## 1 法改正の背景

- これまでのマイナンバー制度では、
  - ・法に規定する事務において、マイナンバーを用いた情報連携※を可能とするためには、法別表第2に「対象事務」「対象特定個人情報」等を定める必要
  - ・新たに情報連携を行う場合等は、都度、法改正（別表第2の改定）を行う必要といった状況にあった。
- 新型コロナウイルス感染症対策等において、新たな行政サービスを行うにあたり、必要となるマイナンバーの情報連携を速やかに開始することができなかった。

※情報連携

情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関、地方公共団体等が保有する特定個人情報を照会・提供すること。

## 2 条例に係る法改正の内容

- 法別表第2を廃止
- 法に規定する事務であれば、主務省令に規定することでマイナンバーを用いた情報連携を可能とする。

## 3 条例改正の概要

法の一部を改正する法律が、令和5年6月9日に公布されたことから、本県の条例についても所要の改正を行う。  
（施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日）

- （1）法別表第2の廃止等に伴い、所定の文言を改正します。
- （2）この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行します。